



Title	健全な金融・資本市場と会計・ディスクロージャー制度の在り方
Author(s)	兼田, 克幸
Citation	経済學研究, 59(1), 1-18
Issue Date	2009-06-11
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/38637
Type	bulletin (article)
File Information	59-1_p1-18.pdf



[Instructions for use](#)

健全な金融・資本市場と 会計・ディスクロージャー制度の在り方

兼 田 克 幸

1. はじめに

米国のサブプライム・ローン問題に端を発して、我が国の金融・資本市場は大きな混乱に晒されているが、我が国経済の継続的な成長を確保するためには、市場機能を強化し、健全な金融・資本市場を育成していくことが必要である。また、近年、企業の経済活動のグローバル化や国境を越えた投資活動の活発化などを背景として、金融・資本市場の国際化が急速に進展しており、国際的に整合性のある市場インフラを整備していくことが求められている。2007年12月に金融庁の金融審議会から公表された報告書においても、「国際的な市場間競争が激化している中、我が国金融・資本市場の競争力の強化は喫緊の課題であり、スピード感を持った取組みが必要」であるとされている¹⁾。

会計・ディスクロージャー制度は、金融・資本市場を支える重要なインフラであるが、これらの制度を巡る動きは近年目まぐるしく、特に会計制度については、国内の上場会社に対して国際財務報告基準（IFRS, International Financial Reporting Standards）の適用を認める方向で制度の見直しが検討されているなど、大きな転換期を迎えている。具体的には、企業会計審議会（金融庁）の企画調整部会において、IFRSの国内企業への適用問題について審議

されており、2009年2月に、「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）（案）」が公表されている。

また、ディスクロージャー制度についても、情報提供機能の強化及び国際的な動向との整合性確保などの観点から、近年、数多くの制度改革が行なわれてきている。具体的には、金融商品取引法上の制度として、2008年4月1日以後に開始する事業年度から四半期報告制度及び内部統制報告制度が適用されているほか、同年4月1日以後に開始する事業年度に係る開示書類からXBRL（eXtensible Business Reporting Language）による財務諸表の提出を導入するなどの改正が行われている。

しかしながら、我が国における会計・ディスクロージャー制度については、会社法及び金融商品取引法において重疊的に規制が設けられており、双方の適用を受ける上場会社等については二重規制となっている側面がある。

本稿では、我が国における金融・資本市場の現状を踏まえ、市場の国際的競争力の強化及び上場会社等のコスト負担の軽減などの観点から、会計・ディスクロージャー制度の在り方について総括的に考察することとする²⁾。

1) 金融審議会金融分科会第一部会報告「我が国金融・資本市場の競争力強化に向けて」（2007年12月18日）。

2) 本稿では、会計監査制度の在り方についても併せて考察することとする。

2. 健全な金融・資本市場の構築及び会計・ディスクロージャー制度の整備の必要性

(1) 健全な金融・資本市場の構築の意義

少子高齢化が進展する中で、我が国経済が継続的に成長していくためには、金融・資本市場の国際的な競争力を強化し、内外の利用者のニーズに応えてその魅力を向上させていくことが必要である。このため、中長期的な視点に立った市場競争力の強化が重要な政策テーマとなっている³⁾。

2007年9月30日付けで金融商品取引法が施行されたが、同法は、デリバティブ取引を含む幅広い金融商品について投資者保護のための横断的な法制の整備を行うことにより、利用者保護ルールの徹底と利用者利便の向上、貯蓄から投資に向けての市場機能の確保及び金融・資本市場の国際化への対応を図ることを目的とするものである。また、2007年12月に金融庁から「金融・資本市場競争力強化プラン」が公表され、信頼と活力のある市場の構築などに向けての諸施策が示されたが、これを踏まえて、2008年6月、プロ向け市場に係る新たな開示制度の導入や課徴金の金額水準の引き上げ等を内容とする金融商品取引法の改正が行われている(2008年12月12日に施行)⁴⁾。

このように、企業活動のグローバル化や金融・資本市場のボーダレス化が進展している中、近年、金融・資本市場の国際的な競争力を強化するための取り組みが積極的に実施されてきている。

しかしながら、我が国における家計部門の金

融資産の状況は[図表-1]のとおりであり、「貯蓄から投資へ」の流れは、依然として促進されていないのが実情である。ちなみに、2008年3月末における我が国の家計部門の金融資産は約1,541兆円であるが、そのうち51.7%が現金・預金に当てられており、上場株式及び投資信託の割合は9.0%にとどまっている。上場株式及び投資信託の所有割合は、米国及びドイツと比較し、大幅に低い水準となっている。

また、我が国企業(非金融法人)の資金調達状況を見ると、[図表-2]のとおりである。ちなみに、2008年3月末時点で、金融機関を介して資金調達を行う間接金融に対する依存度合いは27.3%であり、株式による資金調達は25.9%にとどまっている。このように、間接金融から直接金融へのシフトはあまり進んでいないのが実情である。

なお、国内上場会社(ジャスダック上場会社を除く)の発行している株式の保有状況を見ると、2008年3月末時点で、その27.6%を外国人投資家(外国法人等を含む)が保有している⁵⁾。

2007年9月30日に金融商品取引法が施行され、投資者保護のための横断的な法制が整備されたが、企業活動のグローバル化を反映して、金融・資本市場を巡る環境は、近年、目まぐるしく変化してきている。また、各国金融・資本市場の相関性が高まっており、国際的な市場間競争も激化している。

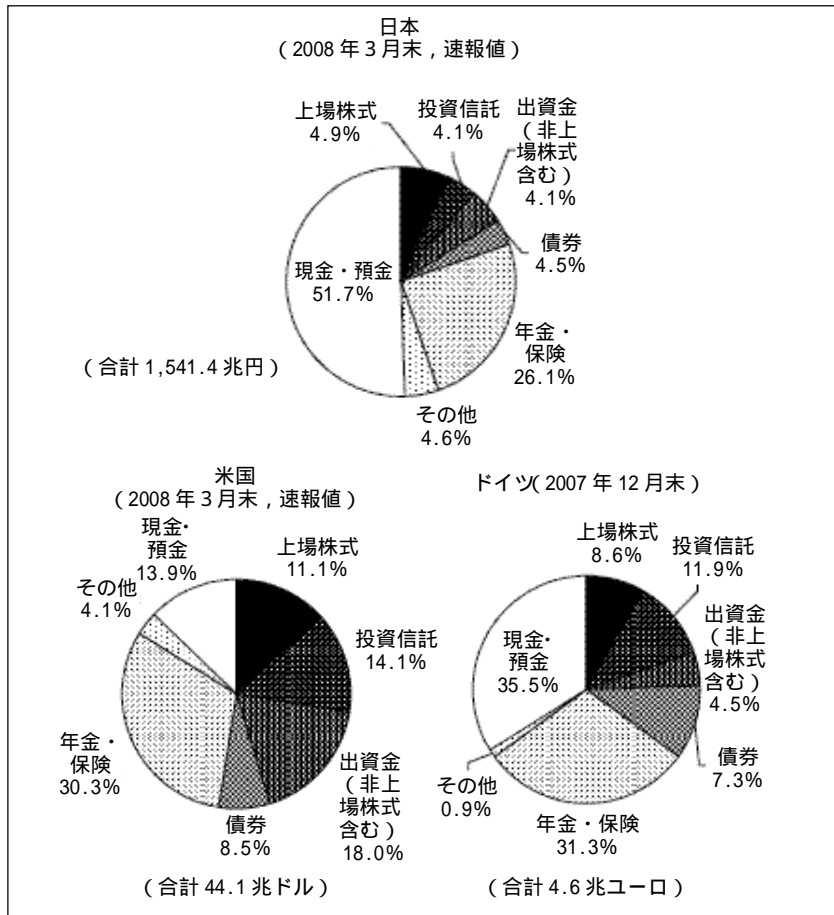
このため、市場機能の更なる強化に努め、健全な金融・資本市場を育成していくことが必要である。健全な金融・資本市場を育成するためには、下記のような総合的な取り組みを行うことにより、内外の幅広い投資者が参加する厚みのある市場を構築していくことが重要であると考えられる。

3) 内藤純一「会計問題の過去、現在、そして将来」『会計・監査ジャーナル』Vol.20 No.12(2008年12月)3頁を参照。

4) プロ向け市場とは、市場への直接の取引参加者をプロ投資家に限定した市場であり、プロ投資家間の取引に限定することにより規制の柔軟化を図り、より自由度の高い取引の創設を可能とするものである。具体的には、2009年6月に、東京証券取引所にプロ向けの新市場「TOKYO AIM」が開設される予定である。

5) 東京・大阪・名古屋・福岡・札幌証券取引所「平成19年度株式分布状況調査の調査結果について」(2008年6月)。

図表 - 1 家計等の金融資産の構成比(日・米・独)



各国とも、「家計」+「民間非営利団体」をベースとした数値である。
(出典) 各国資金循環統計等。

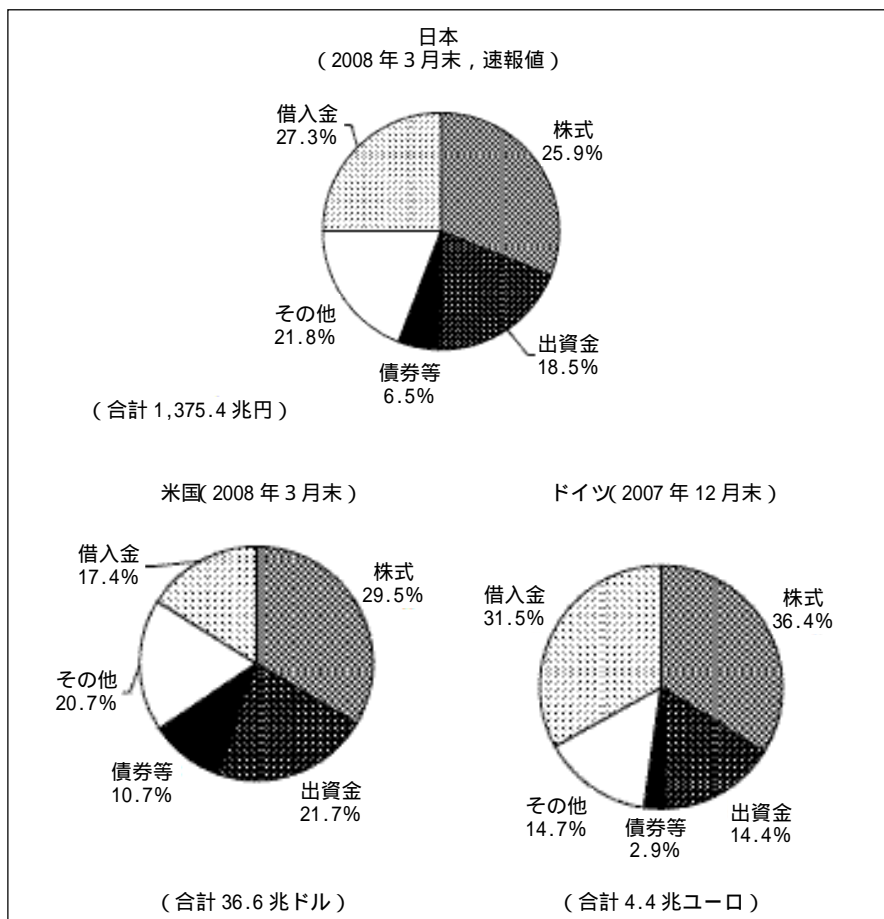
内外の投資者が安心して取引できるよう、市場の公正性及び透明性の更なる向上を図り、内外の投資者等からの信頼を強固にすること(市場の公正性及び透明性の向上)。

金融・資本市場の国際的な相関性が高まっていることを踏まえ、海外市場と整合性のある市場インフラを整備し、我が国市場の競争力を強化していくこと(国際的整合性のある市場インフラの整備)。

証券等の発行体、投資者、金融仲介業者、会計監査人、取引所、格付会社などの市場参加者が、それぞれの立場から自己規律を高めていくこと(市場参加者の自己規律の向上)。

上記の観点からは、適正なディスクロージャーの確保及びインサイダー取引等の不公正取引の防止に努めるとともに、市場に対する監視機能をより一層充実・強化すること(ルール違反者に対する責任追及の厳格化や解明体制の強化など)が必要である。上記の観点からは、後述のとおり、会計基準を巡る欧米等の動向を見極めたうえで、我が国におけるIFRSの取扱いを明確にしていくことが必要である。また、上記の観点からは、それぞれの市場参加者が市場の信頼性向上に向けて高い意識や自覚を持って取り組むことが必要である。

図表 - 2 非金融法人の資金調達(日・米・独)



日本の個人企業は家計に含まれ、非金融法人企業には含まれない。
(出典) 各国資金循環統計等。

(2) 会計・ディスクロージャー制度の整備の必要性

会計・ディスクロージャー制度は、金融・資本市場に対する信頼性を確保し、健全な金融・資本市場を構築するうえでの重要なインフラである。

会計基準については、2007年8月の企業会計基準委員会(ASBJ)と国際会計基準審議会(IASB)との間の「東京合意」を踏まえて、ASBJが中心となって、IFRSとのコンバージェンスに向けて積極的な取り組みが行われてきている。

なお、「東京合意」においては、次のような合意が行われている。

欧州連合(EU)の同等性評価に係る重要な差異(26項目)については、2008年までに解消を図る。

上記以外の日本基準とIFRSとの重要な差異については、2011年6月末までに解消を図る。ただし、現在開発中であって、2011年6月末以後に適用される新たな主要なIFRSについては適用しない。

2005年以降開催しているASBJとIASB

の代表者による年2回の共同会議に加えて、会計基準の開発において生ずる重要な論点をより実践的に議論していくため、ディレクターを中心とした作業グループを設けていく。

その結果、欧州委員会（EC）は、2008年12月、IFRSとのコンバージェンスが着実に進展していることを踏まえ、我が国の会計基準が欧州で採用されているIFRSと同等である旨の最終決定を行っている。これは、ASBJや金融庁を始め、国内関係者が一丸となって同等性評価への対応に取り組んだ成果によるものであると言える。

また、金融商品取引法上のディスクロージャー制度についても、市場の公正性及び透明性を確保する観点から、近年多くの充実・強化策が講じられてきている。その主な内容を整理すると、[図表-3]のとおりである。

このように、会計・ディスクロージャー制度については、国際的に遜色のない制度の構築に向けた取り組みが積極的に推進されてきている。

しかしながら、上記(1)で述べたとおり、金融・資本市場を巡る環境は近年大きく変化してきており、我が国の会計・ディスクロージャー制度に対する信頼性の向上を図るためには、海外における制度の進展状況や内外の投資者等のニーズを踏まえて、制度の在り方について継続的に検討していくことが必要であると考えられる。

会計・ディスクロージャー制度に係る主な課題として、下記のような事項を挙げることができる。

我が国におけるIFRSの取扱いの明確化
金融商品取引法上の会計・ディスクロージャー制度と会社法上の会計・開示規制との調整
コーポレート・ガバナンスの強化及び内部統制報告制度に係る開示の充実等

情報開示の適正性を確保するための市場監視体制の強化

以下、上記 ~ の諸課題について、考察することとする。

図表-3 近年におけるディスクロージャー制度の充実・強化策の主な内容

施行時期	主な見直しの内容
2005年7月9日	・ 公開買付制度の見直し（立会外取引についての公開買付けの義務付け）
2005年12月1日	・ 課徴金制度の適用範囲の拡大（有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金制度の適用）
2006年4月1日以後に開始する事業年度から	・ 親会社情報の開示制度の導入
2006年7月4日	・ 有価証券報告書等の虚偽記載に係る罰則の強化
2006年12月13日	・ 公開買付制度の見直し（公開買付規制の対象範囲の拡大等）
2007年1月1日	・ 大量保有報告制度における特例報告の報告期限及び頻度の見直し
2007年4月1日	・ 大量保有報告書の電子開示システム（EDINET）による提出の義務付け
2007年9月30日	・ 金融商品取引法として再編 ・ 有価証券の性格に応じた開示規制の整備 ・ 組織再編成による新株発行等の際の開示手続の見直し、継続開示義務の免除要件の見直し等
2008年4月1日以後に開始する事業年度から	・ 四半期報告制度の導入 ・ 財務報告に係る内部統制報告制度の導入 ・ 経営者による確認書制度の導入 ・ XBRLによる財務諸表の提出
2008年12月12日	・ ブロ向け市場に係る新たな開示制度の導入 ・ 課徴金制度の見直し（課徴金の金額水準の引き上げ、対象範囲の拡大、減算・加算制度の創設） ・ 外形基準による有価証券報告書の提出義務要件の見直し（株券等の所有者数要件を従来の500名以上から1,000名以上に変更）

3. 我が国における IFRS の取扱いの明確化

(1) 企業会計審議会の中間報告案の概要

我が国の会計基準については、2007年8月のASBJとIASBとの間の「東京合意」に基づき、2011年6月末までにIFRSとの既存の重要な差異を解消するよう、IFRSとのコンバージェンスに向けて積極的な取組みが行われてきている。こうした中、2008年10月から、企業会計審議会の企画調整部会において、我が国におけるIFRSの採用(アドプション)の取扱いについて議論が行われ、2009年2月、「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告案)」(以下、「中間報告(案)」)というものが公表されている。

これは、EU加盟国など100カ国以上の国々がIFRSの適用を強制又は容認しており、IFRSの適用に向けた動きが米国をはじめ諸外国に徐々に広がっている状況を踏まえたものである。このように、我が国の会計制度は、極めて重要な局面を迎えている。

ちなみに、米国証券取引委員会(SEC)は、従来の政策を大きく変更し、2008年11月、米国企業のIFRSの適用について、[図表-4]のような内容のロードマップ案を公表している。

なお、IFRSとのコンバージェンスの推進に関する検討に当たっては、情報提供機能の強化及び国際的な比較可能性の向上の観点から、連結と単体との関係を少し緩め、我が国固有の商慣行や伝統的な会計実務・諸制度との関係が相対的に希薄な連結財務諸表に係る会計基準を先

行して改訂するという「連結先行」の考え方が示されている。

企業会計審議会の企画調整部会において取りまとめられた中間報告(案)の概要は、下記のとおりである。

IFRSによる財務報告について適切な体制を整備し、国際的な財務活動を行なっている上場会社又は市場において十分周知されている一定規模以上の上場会社等について、例えば、2010年3月期の年度の連結財務諸表からIFRSの任意適用を認めることが考えられる。ただし、国際会計基準委員会財団(IASCF)のガバナンスの改革の状況や欧米等の国際的な動向など、諸情勢を十分見極めたいうで判断する必要がある。

任意適用時においては、IFRSを連結財務諸表作成企業の個別財務諸表には適用せず、連結財務諸表に適用することが適当である。ただし、連結子会社がなく連結財務諸表を作成していない上場会社については、国際的な比較可能性等の観点から、我が国の基準による個別財務諸表に加えて、追加的な情報として、監査を受けたIFRSによる個別財務諸表を作成することを認めることが考えられる。

IFRSの強制適用の判断の時期については、とりあえず2012年を目途とすることが考えられる。ただし、諸情勢やIFRSの任意適用の状況次第で前後することがあり得る。

IFRSへの移行が適当であると判断された場合、実務対応上の必要かつ十分な準備期間

図表-4 米国上場会社のIFRSの適用に関するSECのロードマップ案の概要

一定規模以上の米国国内の上場会社について、2009年12月15日以降終了する事業年度からIFRSの任意適用を認める。

IASBとFASBとの間で締結された覚書に基づいて予定どおり会計基準のコンバージェンスが進んでいるか否かなどを評価したうえで、米国国内の上場会社にIFRSを強制適用するかどうかを、2011年に決定する。

米国国内の登録企業にIFRSを強制適用することを決定した場合、2014年以降2016年までの間に企業の時価総額に応じて段階的にIFRSの適用を義務付ける。

(少なくとも3年間)を確保したうえで、上場会社の連結財務諸表を一齐にIFRSに移行することが考えられる。

上場会社の個別財務諸表にIFRSを適用することについては、強制適用の是非を検討する際に、幅広い見地から検討を行う必要がある。

中間報告(案)では、IFRSの適用については、我が国の会計基準とIFRSの基準及び実務のコンバージェンスが大きく進展していることが不可欠であり、関係者の一層の努力が望まれるとされている。またIFRSを適用する場合であっても、我が国の会計基準の必要性が無くなってしまふことはなく、我が国の会計基準が高品質で国際的にも整合的なものとなるよう関係者の対応を求めている。

(2) IFRSの採用問題への迅速な対応の必要性

上記のとおり、我が国においてはIFRSとのコンバージェンスに向けて積極的な取り組みが行われてきているが、中間報告(案)でも強調されているように、高品質かつ国際的に整合的な会計基準及び運用に向けたコンバージェンスの努力を引き続き継続していくことが必要であると考えられる。

他方、IFRSは世界各国で受け入れられつつあり、米国が2014年以降2016年までにIFRSに移行した場合には、国際的な金融・資本市場の大半においてIFRSに基づいた連結財務諸表の作成が行われることになる。このように、会計基準については世界的に大きな転換期を迎えており、国際的な潮流に乗り遅れることのないよう、IFRSの採用問題(IFRSを受け入れる方法等)について、早急に我が国としてのロードマップを示していくことが必要であると考えられる。

また、我が国の上場会社は、今後、IFRSの採用を視野に入れて準備を進めていくことが必要になるものと思われるが、我が国において

はIFRSに関する理解は未だ深まっていないのが実情であり、IFRSに関する教育・研修の充実及びIFRSに精通した人材の育成が急務であると言える。

(3) 連結財務諸表上の取扱いに関する考察

IFRSの適用対象会社

連結財務諸表へのIFRSの適用に関して、企業会計審議会・企画調整部会の中間報告(案)では、前記(1)のとおり、国際的な財務活動を行なっている上場会社又は市場において十分周知されている一定規模以上の上場会社等について、例えば、2010年3月期の年度の連結財務諸表からIFRSの任意適用を認めることが考えられるとしている。また、連結財務諸表へのIFRSの強制適用の判断の時期については、とりあえず2012年を目途とするが、IFRSへの移行が適当であると判断された場合には、十分な準備期間(少なくとも3年間)を確保したうえで、上場企業の連結財務諸表を一齐にIFRSに移行することが考えられるとしている。

このように、中間報告(案)では、特定の上場会社についてIFRSによる連結財務諸表の作成を許容し、将来的には、すべての上場会社の連結財務諸表にIFRSの適用を義務付けるとの方向性が示されているが、欧米を中心とする世界各国の動向を踏まえると、妥当な案であると考えられる。ただし、IFRSの強制適用については、国際的な金融経済情勢が流動的であるため、IFRSの見直しや適用を巡る今後の国際的動向、国内上場企業の任意適用の状況などを十分に見極めたうえで、慎重に検討することが肝要であると思われる。

また、IFRSによる連結財務諸表の作成は、企業活動のグローバル化や金融・資本市場のボーダレス化の進展の状況を踏まえ、連結財務諸表の国際的な比較可能性を確保することを主眼とするものであるが、非上場会社については、上場会社に比してグローバルな投資の対象になっていない。このため、非上場会社について

IFRSの適用を義務付ける実益は乏しく、任意適用にとどめることが適当と考えられる。

これらの点について、2008年10月に日本経済団体連合会から公表された「会計基準の国際的な統一化へのわが国の対応」と題する意見書(以下、「経団連意見書」という。)においても、IFRSの適用対象会社の範囲は、四半期報告制度や内部統制報告制度と同様、金融商品取引法上の上場会社とすることが適当であるとされている。また、上場会社以外の金融商品取引法対象会社については、IFRSの適用の容認やIFRSの影響額の注記などにより比較可能性を維持することが考えられるとされている。

なお、会社法上の連結計算書類の作成方法についても、連結財務諸表と同様の取扱いが行われるよう、法務省との間で調整が行われることが望まれる。

解釈指針の明示

我が国の会計基準については、米国と同様、規則主義(ルールベース)の考え方が採用されており、詳細な会計処理の基準が設けられている。他方、IFRSについては原則主義(プリンシプル・ベース)の考え方が採用されており、会計基準の多くは原則的な考え方しか示されており、数値的な指針はほとんど設けられていない。

なお、国際会計基準財団(IASCF)の傘下の組織として、国際財務報告解釈指針委員会(IFRIC)が設置されており、IFRSだけでは処理できないような分野については解釈指針を作成する仕組みになっているが、IFRICは解釈指針を開発する件数を最小限に抑えているとされている⁶⁾。また、IFRSの解釈指針を作成する権限はIFRICのみに認められており、IFRSを採用する各国が独自に解

釈指針を出すことは認められていない⁷⁾。

このため、財務諸表の作成者である企業や監査人である公認会計士は、IFRSの内容や基本的な考え方を十分に理解し、実務において適切に運用していくことが必要となる。

この点について、企業会計審議会・企画調整部会の中間報告(案)では、IFRSが実務において適切に運用されるよう、財務諸表の作成者は、各企業の実情等に応じて、IFRSに関する社内の会計処理方法を会計指針(マニュアル)等として具体化するなど、各般の準備が必要であるとされている。また、監査人においても、IFRSに基づく財務諸表を適切に監査できる体制が整備されることが必要であるとされている。

しかしながら、規則主義の考え方により会計実務が行われている我が国において、原則主義による会計基準をうまく機能させていくためには、IFRSの個々の基準ごとに、明確なルールが設けられているかどうかを検証し、IFRSの基準内容の改善や個々の基準を補完する解釈指針の策定に向けて、企業会計基準委員会(ASBJ)が中心となって、IASBやIFRICに対して強く意見を発信していくことが必要であると考えられる。

(4) 個別財務諸表上の取扱いに関する考察

個別財務諸表へのIFRSの適用に関して、企業会計審議会・企画調整部会の中間報告(案)では、前記(1)のとおり、任意適用時においては、IFRSを連結財務諸表作成企業の個別財務諸表には適用せず、連結財務諸表に適用することが適当であるとしている。また、上場企業の個別財務諸表にIFRSを適用することについては、強制適用の是非を検討する際に、幅広い見地から検討を行う必要があるとしている。

このように、中間報告(案)では、「連結先行」の考え方により、連結財務諸表についてまずIFRSを適用することとしているが、これは下記のような理由によるものである。

6) 鷺地隆継「原則主義への対応と解釈指針の役割」『企業会計』Vol.20 No.61(2009年3月)35頁。

7) 高浦英夫監修『IFRS』, 東洋経済新報社,(2009年1月), 22頁。

欧米においては連結財務諸表が開示の中心となっており、国際的な比較可能性等の観点からは、個別財務諸表に I F R S の任意適用を認めることについては、必ずしも必要性が高くないと考えられること⁸⁾。

個別財務諸表は、会社法上の分配可能額の計算や法人税法上の課税所得の計算でも利用されており、I F R S を個別財務諸表に適用することを検討する場合には、これらの制度との関係の整理のための検討・調整の時間が必要となること⁹⁾。

2008年10月に公表された経団連意見書においても、諸外国で必ずしも開示が求められていない個別財務諸表にまで I F R S を適用する必要はなく、適用は連結財務諸表に限定すべきであるとされている。ただし、上場会社の連結財務諸表作成実務の簡素化、効率化を図る観点から、個別財務諸表へ I F R S を適用することも検討すべきであるとされている。

中間報告(案)や経団連意見書では、上場会社の個別財務諸表に I F R S を適用することについては、今後、幅広い見地から検討を行う必要があるとしているが、会社法や法人税法との調整を行うことは並大抵なことではなく、道のりは遠いものと言える。このため、個別財務諸表については、当分の間、日本基準により作成することとし、日本基準と I F R S とのコンバージェンスを引き続き推進していくことが現実的

であると考えられる。

なお、連結財務諸表は個別財務諸表を基礎として作成されなければならないという個別財務諸表準拠性原則があるが(「連結財務諸表に関する会計基準」の一般原則二)、連結財務諸表の作成基準と個別財務諸表の作成基準とが異なるとしても、日本基準と I F R S とのコンバージェンスが推進され、作成上の基本的な枠組みに大きな相違点がない限り、同原則に違反するものではないと解される。

4. 金融商品取引法上の会計・ディスクロージャー制度と会社法上の会計・開示規制との調整

(1) 金融商品取引法及び会社法における二重規制の状況

我が国における会計・ディスクロージャー制度については、会社法及び金融商品取引法において重疊的に規制が設けられており、上場会社等の金融商品取引法適用会社は、双方の法律による規制を受けている。

ちなみに、我が国における株式会社の状況及び法規制の適用範囲は、[図表-5]のとおりである。

なお、金融商品取引法適用会社は、上場会社のほか、下記の会社である(金融商品取引法第24条第1項、同法施行令第3条、第3条の5、第3条の6第2項)。

- (イ) 証券業協会に店頭売買有価証券として登録されている有価証券の発行会社(店頭登録会社)¹⁰⁾
- (ロ) 募集又は売出しについて、有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出した有価証券の発行会社(上場会社及び店頭登録会社を除く)

8) 欧州においては、上場会社の作成する連結財務諸表についてのみ I F R S の適用が義務付けられている。また、米国においては、連結財務諸表のみが開示されている。なお、欧州各国は、I F R S の一部分を修正ないし除外(カープアウト)したものを適用している。

9) 川村義則「国際会計基準の現状とわが国の対応」『監査研究』No.415(2008年11月)によると、ドイツでは国内企業が I F R S を利用して個別財務諸表を作成することが認められているが、その場合でも、国内基準に従った個別財務諸表を税務等の目的のために別途作成しなければならないとされている。

10) 2004年にジャスダック証券取引所が設立されたことに伴い、現在、店頭登録会社に該当する会社は存在しない。

図表 - 5 我が国における株式会社の状況及び法規制の適用範囲

	会社数	金融商品取引法の適用	会社法の適用	会社法上の公認会計士監査
上場会社	約 3,900 社			
上場会社以外の金融商品取引法適用会社	約 1,000 社			(大会社以外の会社を除く)
上記 及び 以外の会社法上の大会社 (資本金 5 億円以上又は負債総額 200 億円以上の会社)	約 5,100 社 (大会社約 1 万社から上記 及び に含まれるものを除く。)	×		
上記 ~ 以外の株式会社	約 249 万社 (株式会社約 250 万社から上記 ~ に含まれるものを除く。)	×		×

(2008 年 12 月公表の企業会計審議会企画調整部会資料等に基づき作成)

(ハ) 上場会社及び上記(イ)、(ロ)以外の会社で最近 5 事業年度(当該事業年度又は当該事業年度の開始の日前 4 年以内に開始した事業年度)のいずれかの末日における株主数が 1,000 名以上である会社(資本金が 5 億円未満の会社を除く)¹¹⁾

金融商品取引法上の会計・ディスクロージャー制度は、有価証券の発行市場及び流通市場において投資者が十分な投資判断を行うことができるよう、投資判断のために必要な情報を提供することを目的としているが、会社法上の会計・開示規制は、次の 2 つを目的としており、小規模会社も規制の対象としている¹²⁾。

株主及び会社債権者に対して、会社の経営成績及び財政状態に関する情報を提供すること。

株主と会社債権者との利害調整のため、剰

図表 - 6 金融商品取引法上の連結財務諸表及び個別財務諸表の種類

連結財務諸表	財務諸表
連結貸借対照表 連結損益計算書 連結株主資本等変動計算書 連結キャッシュ・フロー計算書 連結附属明細表	貸借対照表 損益計算書 株主資本変動計算書 キャッシュ・フロー計算書 附属明細表 (注)上記は、連結財務諸表を作成していない会社のみが作成する。

余金の配当などの剰余金分配を規制すること。

このため、金融商品取引法と会社法とでは、要求される開示情報の内容に差異がみられる。

最近の会計基準の改正に合わせ、会社計算規則(法務省令)についても、これに対応した改正が頻繁に行われているが、会計計算面(貸借対照表価額や期間損益等)においては、会社法会計が全面的に金融商品取引法(証券取引法)会計に合わせるという方向で調整されてきている¹³⁾。

なお、金融商品取引法上の有価証券報告書において開示される連結財務諸表及び個別財務諸

11) 従来、株主数が 500 名以上の会社とされていたが、2008 年 12 月の金融商品取引法施行令(政令)の改正により、株主数が 1,000 名以上の会社とされた。

12) 神田秀樹『会社法(第 11 版)』, 弘文堂,(2009 年 3 月), 245 頁。

13) 郡谷大輔・和久友子編著『会社法の計算詳解(第 2 版)』, 中央経済社,(2008 年 5 月), 5 頁。

図表 - 7 会社法上の計算書類等の種類

計算書類	連結計算書類	その他
貸借対照表 損益計算書 株主資本等変動計算書 個別注記表	連結貸借対照表 連結損益計算書 連結株主資本等変動計算書 連結注記表 (注) 連結計算書類は、大会社である有価証券報告書提出会社に対して作成が義務付けられている。	事業報告 計算書類の附属明細書 事業報告の附属明細書

表の種類は、[図表 - 6]のとおりである。また、会社法上の計算書類及び連結計算書類等の種類は、[図表 - 7]のとおりである。

(2) 金融商品取引法と会社法との調整の必要性

上記(1)のような上場会社等に係る金融商品取引法と会社法による情報開示に係る二重規制は我が国独特のものであるが、有価証券報告書の記載事項と計算書類や事業報告の記載事項を比較すると、重複して開示されている事項やそれぞれに独自の開示事項が多く見られる。また、昨今の会計基準の改正に合わせて、財務諸表や計算書類等における注記事項も増加してきている。

このように、金融商品取引法と会社法との間で情報開示の取扱いに交錯が見られるところであり、会社側(金融商品取引法適用会社)や会計監査人の実務上の負担も多大になっているものと思われる。

このため、情報開示の効率化及びコスト負担の軽減を図る観点から、次のような方策を講じ、両者の調整を図ることが適当であると考えられる。なお、これらの調整に当たっては、双方の法律の目的や作成時期の相違について考慮することが必要であるが、情報提供機能の面では、会社法の会計目的は、金融商品取引法の機能と実質的に同一の役割を担っていると考えられる¹⁴⁾。

会社法又は法務省令の規定の中に、「金融商品取引法適用会社の特例」の章を設け、金融商品取引法の適用を受ける上場会社等(有

価証券報告書提出会社)については、金融商品取引法上の会計・ディスクロージャー制度をベースとした情報開示を行うことを認めることとする。

具体的には、旧商法施行規則第200条における規定と同様、計算書類や連結計算書類の様式の全部又は一部について、「財務諸表等規則又は連結財務諸表規則の定めるところによることを妨げない」旨の規定を設けるなど、金融商品取引法と会社法による二重規制を解消するための措置を講じる。

現行の取扱いでは、金融商品取引法上の有価証券報告書と会社法上の計算書類等との作成時期が相違しているが、これらの開示書類における開示内容の一元化(株主及び債権者保護の観点から開示を求めることが必要であると考えられる事項を除き、金融商品取引上の会計・ディスクロージャー制度を会社法上の情報開示において利用できるようにし、開示内容の共通化を図ること)を推進するため、株主総会の終了日前であっても有価証券報告書の提出を認めることとする。

会社計算規則(法務省令)については、会計基準の新設や改訂に対応して改正が行われてきているが、規定内容が複雑すぎる面があり、会計基準に委任できる部分については規定を廃止し、規定の簡素化・明確化を図ることとする。

14) 1998年6月に公表された「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」(大蔵省と法務省との共同研究会報告書)の1を参照。

金融商品取引法（証券取引法）上の会計・ディスクロージャー制度と会社法（商法）上の会計・開示規制の調整の問題は、古くて新しい問題であるが、IFRSの取扱いの明確化が喫緊の課題となっていることを機に、当該課題と合わせて、改めて検討すべき重要な問題であると考えられる。

近年、会社法と金融商品取引法の不合理な二重規制を整理し、証券市場と一体となった株式会社に対応しい法制を構築するため、ディスクロージャー規制やガバナンス規制等を統合した形で「公開会社法」を制定すべきであるとの見解が主張されている¹⁵⁾。また、2007年10月に日本取締役協会の金融資本市場委員会から、「公開会社法要綱案」が公表されている。「公開会社法要綱案」では、「公開会社法」は法務省及び金融庁が共同所管する法律とされ、公開会社（有価証券報告書の提出会社）の会計・ディスクロージャー制度については、下記のような措置を講じるとの案が示されている（同要綱案の第11案）。

公開会社の情報開示制度は、金融商品取引法が定める情報開示制度による。

公開会社にあつては、金融商品取引法上の財務諸表制度をもって計算に関する基本的な制度とする。

公開会社の会計監査制度は、金融商品取引法上の公認会計士・監査法人監査をもって当てる。

このように、「公開会社法要綱案」では、公開会社については、情報開示制度、財務諸表制

度及び会計監査制度を金融商品取引法上の制度に統合し、会社法上の制度をこれに吸収させるとの注目すべき案が示されているが、その必要性を含め慎重に検討されることが必要であると考えられる。

(3) 金融商品取引法監査と会社法監査の一元化

会社法は、大会社（資本金5億円又は負債総額200億円以上の株式会社）及び委員会設置会社に対して、会社の計算書類及び附属明細書、臨時計算書類及び連結計算書類について会計監査人の監査を受けることを義務付けている（会社法第327条第5項、第328条、第396条第1項）。このため、金融商品取引法適用会社（大会社以外の会社を除く）は、金融商品取引法上の会計監査（金融商品取引法監査）のほか、会社法上の会計監査（会社法監査）を受けることが必要となっている。

なお、会社法上の会計監査人監査（会社法監査）は、1974年の商法改正により制定され商法監査特例法（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律）により導入され、会社法に引き継がれている。

しかしながら、双方の監査は、その目的は相違するものの、同一の会計監査人により実施され、監査手続は、実質的にはほぼ同様であるといえる¹⁶⁾。会社法に基づく会計監査人の監査報告書は株主総会の開催前に公表され、金融商品取引法に基づく会計監査人の監査報告書は株主総会の終了後に公表されるが、このように、双方の監査においては実質的にはほぼ同様の監査手続が実施されるため、監査報告書の形式は異なるものの、同一の監査意見が表明されることになる。

したがって、会計監査制度の一元化について

15) 公開株式会社法の構想については、上村達男『会社法改革 公開株式会社法の構想』、岩波書店、(2002年8月)及び上村達男、神田秀樹、犬飼重仁『金融サービス市場法制のグランドデザイン』、東洋経済新報社、(2007年11月)に詳しく述べられている。

16) 東京証券取引所の有価証券上場規程第440条では、会社法上の会計監査人を金融商品取引法上の監査人として選任するよう努めるものとされている。

も、上記(2)の点と併せて、検討されることが適当であると考えられる。

(4) 単体情報の簡素化等

金融商品取引法上のディスクロージャー制度は、1999年から連結情報を中心とした情報開示に移行し現在に至っているが、企業活動の多角化・国際化が進展してきており、投資判断情報としての単体情報の有用性は、相対的に低下している。また、欧米においても、連結財務諸表が開示の中心となっている。

このため、連結財務諸表作成会社については、ディスクロージャーの効率化及びコスト負担の軽減の観点から、有価証券報告書等における単体情報の簡素化を図ることが適当であると考えられる¹⁷⁾。例えば、個別財務諸表における注記事項を大幅に削減することや、附属明細表(有価証券明細表、有形固定資産等明細表など)及び「主な資産及び負債の内容」の記載を廃止することなどが考えられる。また、連結財務諸表を作成している金融商品取引法適用会社については、会社法上の個別注記表や計算書類の附属明細書(有形固定資産及び無形固定資産の明細、引当金の明細など)についても、株主及び債権者保護の観点からの開示の必要性を考慮したうえで、記載の簡素化又は廃止が行われることが適当であると考えられる。

そのほか、金融商品取引法上の四半期報告書についても、その性質(年度の業績見通しの進捗度や収益動向の変化等を投資者が把握するうえで有用な情報を開示すること)及び提出期限(各四半期終了後45日以内に提出)を考慮し、開示の効率化の観点から、四半期連結財務諸表等の開示内容の簡素化について検討されるべき

17) 2008年10月に公表された経団連意見書では、「国際的な整合性が特に求められている金融商品取引法上の財務諸表開示は、可能な限り連結財務諸表に一本化し、個別財務諸表に関する開示は抜本的な簡素化を図っていくべきである。」とされている。

であると考えられる。

5. コーポレート・ガバナンスの強化及び内部統制報告制度に係る開示の充実等

会計・ディスクロージャーは、資金調達者である企業と投資者をつなぐ情報の架橋であり、金融・資本市場がその機能を十分に発揮していくためには、投資者等に対して企業情報が適正に開示されることが必要不可欠である。適正な情報開示は、投資者が自己責任に基づき投資判断を行ううえでの前提となるものであり、インサイダー取引、相場操縦等の不正取引の防止とともに、金融・資本市場を正常に機能させるうえで要となるものである。

このような観点から2008年4月1日以後に開始する事業年度から金融商品取引法上の内部統制報告制度が導入されているが、会計・ディスクロージャーに対する信頼性を高めていくためには、市場を通じて資金調達を行っている企業自身が、投資者や株主等に対する情報開示を推進していくとともに、強固なコーポレート・ガバナンスの体制を構築していくことが重要であると考えられる。また、上場会社のガバナンスの水準を向上させるため、法制面や取引所ルールの整備が行なわれることが必要であると考えられる。

具体的には、内部統制報告制度に関連して、下記のような充実・強化策が講じられることが必要であると考えられる。

(1) 経営者に対する監視体制の強化

内部統制は、経営者層から社内の管理者層や担当者層に向かったのガバナンスという色彩が強いが、経営者が不当な目的のために内部統制を無視したとき(例えば、重大な法令違反行為の事実について報告があったにもかかわらず、経営者がこれを無視し適切な手当てを講じなかった場合など)には、内部統制は、その機能を失うことになる。

したがって、適正な情報開示を確保するためには、このような内部統制の限界を踏まえ、コーポレート・ガバナンスの一環として、財務報告に係る内部統制の充実・強化に加えて、経営者に対する監視体制の強化を図ることが重要であると考えられる。すなわち、経営者による独走を抑止するため、各企業が、経営者の職務執行について実効性をもって監視する社内のガバナンス体制を整備し、意思決定の透明性を確保していくことが必要である。

具体的には、取締役会や監査役等について、経営者からの独立性を確保し、経営者による暴走を阻止しようとする監視機能を強化していくことが必要であると考えられる。2009年1月に公表された東京証券取引所の「コーポレート・ガバナンス白書 2009」によると、東証一部上場会社（約 1,700 社）のうち 54.8%の会社が社外取締役を選任していないが、証券取引所の上場規則において、豊富な知識や経験を持ち経営陣に対する牽制機能が期待される社外の人材を社外取締役として選任することを上場会社に対して義務付けることが適当であると考えられる。

このように、内部統制の充実・強化及び経営者に対する監視体制の強化は、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させ、経営を規律付けるうえで、車の両輪であるといえる。

なお、社外取締役及び社外監査役が経営監督機能を十分に発揮できるよう、実質的独立性の観点から、これらの者の社外要件（会社法第 2 条第 15 号、第 16 号）について、より一層の厳格化が図られることが望まれる¹⁸⁾。また、経営者に対する監視を適切に行っていくためには、法務、財務、会計等に関する専門的な知見を有していることが重要であり、社外取締役や監査

役等について、これらの専門的な知見を有している者を含めるよう、義務付けることが適当であると考えられる¹⁹⁾。

上場会社等におけるコーポレート・ガバナンスの在り方については、現在、金融審議会（金融庁）の「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」及び経済産業省の「企業統治研究会」において審議が進められているが、市場参加者である上場会社等のコーポレート・ガバナンスを充実・強化していくことは、我が国企業に対する国際的な信託を高め、投資を促進していくうえで極めて重要であり、真摯な取り組みが期待される。

(2) 上場会社に対する内部監査の義務付け

内部監査の最も重要な機能は、事業活動の遂行や内部統制の構築・運用が経営者の指示した方向性に適合しているか否かを確認し、経営者に報告することであり、経営者への支援のための監査機能であるといえる²⁰⁾。

つまり、内部監査は、内部統制の整備及び運用に係る経営者の意思決定や判断を支援する重要な機能を有しており、有効な内部統制を構築していくうえで必要不可欠なものであるといえる。

このような観点から、東京証券取引所の「上場審査等に関するガイドライン」では、上場審査に当たり、上場申請会社の企業グループの内部監査体制が適切に整備・運用されている状況にあるかどうか確認することとされている（同ガイドライン 4.(2)b)。しかしながら、

18) 現行の会社法の取扱いでは、親会社や関連会社、大株主企業、主要取引先企業などの出身者や経営者の近親者であっても、社外役員となることが可能であるが、経営者からの実質的な独立性の観点からは、疑問が持たれる。

19) 日本監査役協会のコーポレート・ガバナンスに関する有識者懇談会から公表された「上場会社に関するコーポレート・ガバナンス上の諸課題について」と題する報告書（2009年3月公表）では、監査役のうち少なくとも1名については、財務・会計の知見を有する者が選任されることが望ましいとされている（同報告書 31 頁）。

20) リスク管理・内部統制に関する研究会（経済産業省）「リスク新時代の内部統制 リスクマネジメントと一体となって機能する内部統制の指針」（2007年6月）の 2(2)。

既存の上場会社については、このような基準は設けられておらず、上場会社でありながら内部監査部門を設置していない会社や所属人員が少数にとどまっている会社もみられるところである²¹⁾。

このため、内部監査の重要性に鑑み、証券取引所の上場規則において、上場会社について内部監査を義務付けるとともに、内部監査部門の設置状況や運用状況について監視していくよう、前向きに検討されることが必要であると考えられる。

(3) 内部統制報告制度に係る開示の充実

上場会社は、金融・資本市場を通じて資金調達面等において多大の恩恵を享受しており、適正なディスクロージャーを行うための内部統制を構築することは、企業の社会的責任の観点からミニマムな義務であると考えられる。また、本来、内部統制は経営のプロセスそのものであり、内部統制の充実・強化を図ることは、企業経営の透明性を高め、企業価値を維持・向上させる上で必要不可欠であるといえる。

このため、経営者は、このような基本的な視点に立って、金融商品取引法における内部統制報告制度の義務付けを受動的に捉えるのではなく、経営戦略の一つとして位置付け、高い意識と倫理観を持って、前向きな姿勢で内部統制の充実・強化に取り組むことが必要である。

また、金融商品取引法上の内部統制報告制度について、下記のような手当てを行い、内部統

制システムの構築に向けた経営者の取り組みの状況を内外の投資者や株主に対して積極的に開示させることが適当であると考えられる。

内部統制報告制度が導入されたことを踏まえ、有価証券報告書の「コーポレート・ガバナンスの状況」の開示の充実を図り、(イ)内部統制の充実・強化に向けた当事業年度における取り組みの状況及び(ロ)内部統制の充実・強化に係る今後の計画を、具体的に記載することとする。

事業年度の末日(基準日)において財務報告に係る内部統制について「重要な欠陥」がある場合には、内部統制報告書において、「財務報告に係る内部統制が有効でない旨」、「重要な欠陥の内容」及び「事業年度の末日までに是正されなかった理由」を記載することとされているが(内部統制府令第一号様式・記載上の注意(8)C, 第二号様式・記載上の注意(9)C)、投資者に無用の混乱を与えないよう、これらの記載に関連して、「重要な欠陥が財務諸表に及ぼす影響」及び「改善の見込み」についても併せて記載することとする。

財務報告に係る内部統制の整備状況がどのようになっているかは、投資者のみでなく上場会社の株主にとっても関心の高い重要な情報であると考えられる。このため、金融商品取引法上の内部統制報告書及びこれに対する監査報告書の内容を、定時株主総会において株主に対しても報告するよう、会社法上の手当てを講じる。

なお、会社法施行規則(法務省令)では、内部統制システムの構築に関して取締役会において決議があった場合には、決議事項の概要を事業報告において記載し、その相当性を監査役又は監査委員会が監査することとされている(同規則第118条第2号, 第129条第1項第5号, 第131条第1項第2号)。しかしながら、内部統制システムの運用状況や運

21) 日本監査役協会が2007年7月に実施した実態調査(同協会の会員会社及び非会員の委員会設置会社3,944社から回答)によると、上場会社については90.8%の会社が内部監査部門その他内部統制システムにおけるモニタリング機能を有する部署を設置している旨回答している。しかし、内部監査部門等に所属する者の人数が1~3人ととどまっている上場会社が全体の61.1%となっている。詳細については、「2007年度における監査役及び監査委員会制度の運用実態調査結果報告書」『監査役』No.534(2007年10月)の135-137頁を参照。

用上の重要な課題についても事業報告に記載することとし、その相当性について監査役又は監査委員会が監査するよう、取扱いを強化することが適当であると考えられる²²⁾。

(4) 「重要な欠陥」に関する判断指針の作成

内部統制の「重要な欠陥」とは、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高い財務報告に係る内部統制の不備をいうものと定義されている(内部統制府令第2条第10号)。そして、2007年2月に企業会計審議会から公表された「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」では、全社的な内部統制における「重要な欠陥」として、幾つかの項目が例示されている(同実施基準の3の(4))。また、業務プロセスに係る内部統制における「重要な欠陥」については、金額的な重要性の判断基準が具体的に示されており、例えば、連結税引前利益の概ね5%程度を上回る虚偽記載をもたらし可能性が高いかどうかにより判断することとされている(同実施基準の1のロ)。

このため、「重要な欠陥」に該当するかどうかの判断は、これらの基準に基づき、企業の経営者が、会計監査人と十分に協議を行った上で、それぞれの企業の実情に照らしてその責任において、実質的に判断することになる。

しかしながら、実務の現場においては、「重要な欠陥」の判断に対する戸惑いや、発見された不備についてどこまで正すればよいかといった疑問が生じていると言われている²³⁾。また、内部統制報告書に「重要な欠陥」がある旨の開示を行うことについては、一般的に、これを避け

たいという企業側の意識が強いものと思われる。

このため、制度の円滑な実施を図るためには、今後の実務の状況や諸外国における取扱いを踏まえたうえで、「重要な欠陥」の判断に関するより詳細な指針が作成されることが必要であると考えられる。

なお、「重要な欠陥」は内部統制の虚偽記載に直接結びつくものではなく、「重要な欠陥」が存在する旨の開示は、財務報告に係る内部統制について「今後改善を要する重要な課題」があることを意味するものとされている²⁴⁾。また、「重要な欠陥」があったこと自体が法令違反に該当する訳ではない²⁵⁾。

このため、「重要な欠陥」がある場合には、その内容を正直にディスクロージャーし、計画的に改善していくという基本的な姿勢が企業側に広く醸成されることが期待される。

6. 情報開示の適正性を確保するための市場監視体制の強化

近年、金融・資本市場の国際化・グローバル化が進展しており、市場の公正性や透明性を維持し、投資者保護を確保していくことの必要性が著しく高まっているが、市場の信頼性を失墜させる有価証券報告書等の虚偽記載などの企業不祥事が依然として多く発生している。

ちなみに、証券取引等監視委員会における課徴金の納付命令勧告の状況は、[図表-8]のとおりである。また、同委員会による刑事告発の状況は、[図表-9]のとおりである。

証券取引等監視委員会は、「市場の公正を汚すものには恐れられ、一般投資家には心強い存

22) 会社法上の内部統制システムの構築義務と金融商品取引法上の内部統制報告制度の関係については、兼田克幸「金融商品取引法上の内部統制報告制度の意義及び諸課題」『法学新報』(中央大学法学会)第114巻第11・12号(2008年4月)の146-149頁を参照。

23) 八田進二ほか「内部統制の重要な欠陥に係る実態調査の結果について」『経営財務』No.2880(2008年8月)48頁。

24) 金融庁「内部統制報告制度に関するQ & A」(2008年6月)の「問48」。

25) 東京証券取引所は、2008年1月上場制度の整備に関する文書を発出し、内部統制報告書において「重要な欠陥」がある旨の記載が行われたことをもって、直ちに上場廃止審査の対象とはしない旨を明らかにしている。

図表 - 8 証券取引等監視委員会における課徴金の納付命令勧告の状況

事務年度	17年度	18年度	19年度	20年 7～12月
勧告件数 (うち 有価証券 報告書等 の虚偽記 載に係る もの)	9件 ()	14件 (5件)	31件 (10件)	12件 (6件)

- 1 事務年度は、7月から翌年6月末までである。
- 2 インサイダー取引や風説の流布等に係る課徴金制度は、平成17年4月から施行されている。また、有価証券報告書等の継続開示書類の虚偽記載に係る課徴金制度は、平成17年12月から施行されている。
(証券取引等監視委員会の公表資料に基づき作成)

在」であるべく、「機動性・戦略性の高い市場監視の実現」及び「市場規律の強化に向けた働きかけ」という2つの基本的な考え方に則って、市場監視活動を行ってきている²⁶⁾。また、課徴金制度の導入に伴い、2005年4月に課徴金の調査担当部署が新設されるなど、市場監視体制の整備を図るため、人員の増強が行われてきている²⁷⁾。

図表 - 9 証券取引等監視委員会における刑事告発の状況

事務年度	4～14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
有価証券報告書等の虚偽記載	13件	2件	2件	4件	1件	2件
風説の流布・偽計	7		1	1	-	2
相場操縦	5	2	2	1	3	4
インサイダー取引	21	6	6	5	9	2
損失補填	7					
合計	53	10	11	11	13	10

事務年度は、7月から翌年6月末までである。

しかしながら、金融・資本市場を取り巻く環境は近年目まぐるしく変化してきており、取引内容の複雑化やクロスボーダー取引の増加なども顕著である。

このため、投資者の信頼が得られる公正で透明性のある金融・資本市場を確立するためには、証券取引等監視委員会における監視体制(エンフォースメント)がより一層充実・強化され、ルール違反者に対する責任追及の厳格化や解明体制の強化が行われることが必要であると考えられる。適正なルール作りと合わせて、市場に対する監視体制が強化されることにより、有価証券報告書の虚偽記載などの違法行為について、大きな抑止力が働くものと思われる。

また、20(1)で述べたとおり、金融・資本市場には、証券等の発行体、投資者をはじめ、金融仲介業者、会計監査人、取引所、格付会社など多くの者が参加しており、これらの市場参加者が、それぞれの立場から自己規律を高めていくことが極めて重要であると考えられる。

(証券取引等監視委員会の公表資料に基づき作成)

26) 証券取引等監視委員会「公正な市場の確立に向けて」(2007年9月)。

27) 証券取引委員会の予算定員は、平成15年度においては217名であったが、平成20年度においては358名となっており、年々定員の増強が図ら

れてきている。また、的確な市場監視及び職員の専門性向上の観点から、証券業務等に関して専門知識や経験のある者、弁護士、公認会計士などの民間専門家が積極的に登用されている。

付記

本稿では、健全な金融・資本市場を育成していくうえでの会計・ディスクロージャー制度上の諸課題及び制度の在り方について総括的に考察したが、本稿において取り上げた各々の諸課題については、今後、内外の動向を踏まえて、更に詳細な検討を行っていく予定である。